

警察官等けん銃使用及び取扱い規範運用規程の一部改正について

平成18年3月28日

栃務第14号栃木県警察本部長通達

けん銃等の出し入れ及び保管管理の適正を図るため、警察官等けん銃使用及び取扱い規範運用規程（平成13年11月30日付け栃木県警察本部長訓令第23号）の一部を改正して、より一層実務に即し、かつ、適正なけん銃出し入れと保管管理を徹底することにより、けん銃等の取扱いに関わる事故防止の万全を期すため定めたものである。